

サポ・ちばニュース NO-5 (2017.11.29)

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば事務局発行

消費者問題専門講座第1回を開催

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば(愛称「サポ・ちば」)の役割の一つに、様々な消費者被害の事例はもとより、行政が行う消費者政策(制度や法律)等について消費者への情報や学習機会を提供することや、そのことで新たな消費者被害を防ぐ、ということがあります。

その一つとして、消費者問題専門講座(連続3回・会場 弁護士会館)をスタートしました。この消費者専門講座は、会員をはじめ消費者の皆さんに、適格消費者団体として活動する上で必要な法律や制度等に関する知識を深め、適格消費者団体の役割について理解を深めていただくことが目的です。



志部淳之介弁護士

第1回として、10月15日(日)に「適格消費者団体のための消費者契約方研修～最近の改正を踏まえて」(講師:志部淳之介弁護士(京都弁護士会))を開催しました。24人の参加がありました。

始めに、講師の志部淳之介弁護士から、今年6月に施行された平成28年度消費者契約法の改正と積み残された課題について、ご説明いただきました。

特に平成28年度改正で積み残された課題に関しては、次期改正にむけて政府より諮問され取りまとめられた内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会の報告書の中から「措置すべき内容を含む論点」とされた以下の7点について解説していただきました。

- ① 不利益事実の不告知の主観的要件に「重大な過失」を追加(法第4条第2項)
- ② 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(消費者の不安を煽る告知、勧誘目的で新たに構築した関係の濫用)の追加(法第4条第3項)
- ③ 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型(消費者の意思表示前に履行してしまう、など)の追加(法第4条第3項)
- ③ 「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設ける(法第9条第1号)
- ④ 不当条項の類型(消費者の後見等の開始による解除権付与など)の追加(法第8条)
- ⑥ 条項使用者不利の原則に関しては、条項を定めるに当たり条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮するよう努めなければならない旨を明らかにする(法第3条第1項)
- ⑦ 消費者に対する配慮に努める義務に関しては、消費者契約の目的となるものにつ

いての知識及び経験 についても考慮した上で必要な情報を提供するように努めなければならない旨を明らかにする（法第3条第1項）

また、消費者委員会の答申の中に、「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」として付言された以下の事項についても、説明されました。

1. 約款の事前開示

消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条項（新民法第548条の2以下の「定型約款」を含む。）をあらかじめ認識できるよう努めるべきこと。

2. つけ込み型勧誘の取消権

合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権。

3. 年齢への配慮

消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」等が含まれること。

最後に、絶対に改正すべき論点として①判断力の不足等を不当に利用した不必要な契約の締結に関する取消権、②平均的な損害の額に係る事業者による根拠資料の提出責任など、③電話勧誘に限らない執拗な勧誘行為の取消権の3点を挙げられ、それぞれについて説明されました。

後半は、志部弁護士が参画している適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク（KCCN）の活動について説明していただきました。また、サンクロレラ（健康食品会社）判決解説や冠婚葬祭互助会の差止事例等について、解説していただきました。

また、集団的消費者被害回復制度、特定適格消費者団体の現状・今後の課題等についてもご報告いただきました。



その後の質疑応答では、サンクロレラ判決に至るまでの相手方業者との対応や資料収集方法、適格消費者団体の運営方法や業務体制など、幅広い質問が出されました。

参加者からは「消費者契約法の改正について理解できた」「実際に最前線で行われている是正申入・差止請求の生の報告を聞くことができ、有意義な講座だった」との感想がありました。